

建設弘済会への業務委託のあり方について

平成 18 年 7 月 12 日
建設弘済会への業務委託のあり方検討委員会

1. これまでの経緯

建設弘済会は、各地方整備局及び北海道開発局（以下「地方整備局等」という。）に対応して、建設事業の円滑な推進に資し、国土開発の発展に寄与することを目的として設立された公益法人であり、中立性・公平性を確保しつつ、社会資本整備や関連法令等の専門的な知識や豊富な現場経験をもって、河川・道路等の工事の監督や施設管理の補助等を行うなど、社会資本の円滑な整備に寄与してきたところである。

建設弘済会への業務委託の適正化については、昨年 11 月の「民間でできることは民間に委ねる」との基本的視点に立って総点検・見直しを行うようにとの大臣の指示を受けて、地方整備局等において、委託契約の内容の精査や随意契約理由の適否等について総点検を進め、3 月末に「建設弘済会への委託契約の適正化について」として、第一弾の見直し方針を取りまとめた。

この見直し方針の中では、地方整備局等から建設弘済会へ委託している業務である

- ① 公物管理補助業務
- ② 発注者支援業務
- ③ 調査・検討業務
- ④ 行政事務補助業務
- ⑤ 用地事務補助業務
- ⑥ 厚生福祉業務

のうち、

- ① 公物管理補助業務のうち、水文観測所保守点検、水質・流量観測の補助
- ③ 調査・検討業務
- ④ 行政事務補助業務
- ⑤ 用地事務補助業務のうち、収用の事業認定・裁決申請の資料作成などの

補助

⑥ 厚生福祉業務

については、仕様書・作業マニュアル等を整備し、事前に十分な打ち合わせ・指導を行うなどの前提条件が満たされれば、民間事業者の中にも当該業務を実施可能な者が存在すると考えられることから、原則として民間事業者に委託することとした。

さらに、随意契約の適正化については政府全体として取り組むこととされ、「公共調達 of 適正化に関する関係省庁連絡会議」において、6月を目途に各省庁で「随意契約見直し計画」を策定することとされた。

このため、建設弘済会への業務委託については、政府全体の動向も踏まえながら、本省においても、入札監視委員会の委員等外部の意見も聴きつつ、「民間にできるものは民間に」との観点から、今後とも不断の見直しに努めていくこととし、本委員会を開催したところである。

今般、政府全体での随意契約の見直し計画の策定に合わせ、建設弘済会への業務委託における当面の課題について、第二弾として見直し方針の取りまとめを行ったものである。

今後、引き続き残された課題を含め、本委員会において不断の見直しを行っていくこととしている。

2. 検討課題

建設弘済会への業務委託の適正化については、3月末に第一弾の見直し方針を取りまとめたところであるが、さらに、検討すべき課題としては、次のようなものが挙げられる。

(1) 随意契約の再点検

建設弘済会に委託している河川・道路等の工事の発注、監督や施設の管理などの補助的業務については、従来国の職員が自ら実施してきたものであるが、累次の定員削減という厳しい定員状況を踏まえ、限られた職員により円滑な業務執行を行うため、現在は随意契約により建設弘済会に外部委託している。

(参考資料 出張所業務の実態)

3月末に取りまとめた見直し方針においては、これらの委託業務のうち、

- ① 公物管理補助業務としての、道路法・河川法等に基づく占用の許認可、道路・河川・ダム・堰等の施設管理や出水前後等の巡視・点検、違反取締り（不法占用指導、特殊車両指導等）などの補助
- ② 発注者支援業務としての、予定価格の積算、技術提案の審査、工事の監督などの補助
- ⑤ 用地事務補助業務としての、用地補償などの補助

については、

- ・社会資本整備や関連法令等の専門的な知識や豊富な現場経験
- ・特定の企業・個人に偏しない中立性・公平性

または

- ・個人情報、入札関係情報等の秘密の保持

が特に必要であることから、引き続き建設弘済会へ随意契約することとした。

しかしながら、その後「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」において、随意契約で残さざるを得ないものを徹底的に絞り込んだ上で、「随意契約見直し計画」を策定することとされた。

また、随意契約を必要とする理由のうち、「社会資本整備や関連法令等の専門的な知識や豊富な現場経験」については、具体的にどのような知識や経験が必要とされ、またその知識や経験を真に建設弘済会のみが有するものであることが、国民に対し十分に説明される必要があるとの指摘がある。

さらに、「中立性・公平性」、「秘密の保持」についても、公益法人である建設弘済会だから信頼が置けるということだけでなく、民間事業者とどう違うのかということについて、十分説明される必要があるとの指摘もある。

このため、3月末の第一弾の見直し方針において引き続き建設弘済会へ随意契約することとした各業務についても、さらに随意契約理由の徹底した再点検を行う必要がある。

(2) 民間出向者の見直し

① 民間出向者のあり方

建設弘済会は民間事業者（主として土木系コンサルタント）と「出向契約」

を締結し、同契約に基づき民間事業者の職員を「嘱託職員」として採用し、建設弘済会の業務に従事させている。

しかしながら、こうした民間からの出向者が多数存在していることは、建設弘済会へ委託した業務を事実上再委託していることになるのではないかと、また、それであれば民間事業者に直接発注すべきではないかとの指摘がある。

② 民間出向者の配置と適正な業務執行

建設弘済会が民間事業者から出向者を受け入れ、積算補助業務などに従事させている場合、当該出向者を通じて入札に関係する情報の漏洩が起きたり、出向元の企業が競争上有利な立場に立つことがあるのではないかと指摘がある。

また、出向者が出向元の企業が施工する工事の監督補助業務を行うようなことがあると、監督や検査に手心を加えるようなことが起きるのではないかと指摘もある。

(3) 再委託のチェック

建設弘済会へ委託した業務は、建設弘済会自らが実施することが基本であるが、専門の事業者に部分的に再委託した方が効率的な業務のうち軽微な業務（印刷・製本、資料整理、計算処理など）については、再委託を認めている。

また、委託業務の主たる部分以外については、発注者の承諾を得た上で、再委託を認めている。

しかしながら、軽微な業務とはいえそれが建設弘済会へ委託した業務の大部分を占めるような場合には、その軽微な業務を再委託することは丸投げではないかとの指摘を受けたり、また、発注者による承諾の審査が適切に行われていないのではないかと指摘もある。

(4) 業務委託（役務契約）のチェック

現行、地方整備局等が発注した工事及び建設コンサルタント業務等については、各局に設置されている「入札監視委員会」の審議対象となっており、発注した一定金額以上の工事や建設コンサルタント業務の一覧表を委員会に提出・報告するとともに、その中から入札監視委員が無作為の方法で抽出した事案についてその内容を説明し、審議を行っているが、建設弘済会への業務委託（役務契約）については、これまで入札監視委員会の正式な審議対象とはしていな

い。

このため、工事等と比較して、建設弘済会との業務委託をはじめとする役務契約の審査が十分ではなかったのではないかと指摘がある。

(5) その他

① 建設弘済会の行う講習会受講の義務付け

各地方整備局等の中には、工事監督補助業務の一部を民間事業者に発注する場合、入札参加資格要件として、建設弘済会の行う講習会の受講を義務付けているところがある。

これは、工事監督補助業務の適正な履行のため、国土交通省で運用している監督に関する各種基準や契約制度、さらには「公共事業の品質確保の促進に関する法律」等の知識を予め習得していただく必要があることから、建設弘済会が講習会を開催し、それを修了していることを現場技術員の資格要件としているものである。

しかしながら、講習会が必要であるなら本来地方整備局等が自ら実施すべきではないか、あるいは建設弘済会に限らず能力のある他の団体にも実施させるべきではないかなどの指摘がある。

3. 今後の対応

(1) 競争性のある契約方式への移行

これまでの国会審議や当委員会での随意契約のあり方に対する指摘を踏まえるとともに、国民の目線に立って、明白に契約の相手方が1つしかないなど、誰が見ても随意契約しかないもの以外は競争性のある契約方式（競争入札、企画競争、公募）に移行するとの政府全体としての随意契約の見直し方針に従い、これまで建設弘済会に委託してきた業務については、今後は競争性のある契約方式に移行していくこととする。

建設弘済会においては、これまでに蓄積された知識・経験、技術力等を活用・向上させ、透明性・競争性のある契約手続を通じて業務を受託することにより、今後とも社会資本整備に貢献していくことが期待される。

※ 「企画競争」

要件を満たす応募者から当該業務の実施に関する企画書の提出を求め、最も優れた企画書の提出を行った者を選定し、見積書を徴取して契約する手続。

※ 「公募」

発注者が特定した者以外の参加者の有無を確認するため、当該業務の行政目的、必要とする技術・性能等を明示した上で公募し、要件を満たす者が一者の場合にあっては契約手続に移行し、応募者が多数の場合にあっては総合評価・企画競争に移行する手続。

(2) 民間出向者の見直し

① 出向者に依存しない体制の構築

民間出向者については、例えば河川、道路等の工事の監督補助業務を例にとると、

- ・工事現場が各地に点在し、かつそれぞれが大規模であること、
- ・工事の進捗に応じて継続的に、品質のチェックや工事の施工状況等の検査・確認をする必要があること、
- ・また国が行う工事は年度や時期によって大きな波動があること

などから、建設弘済会の職員のみでこれらの業務に対応するよりは、建設弘済会の管理技術者の指揮監督の下で民間企業からの出向者を活用の方が、建設弘済会の業務体制のスリム化、効率化に資することになることから、民間事業者から出向を求めているものである。

一方、出向元の民間事業者にとっても、技術者に公共工事の現場経験を踏ませるなど技術研修の場として活用できるなどのメリットもある。

しかしながら、全建設弘済会の平均で正規職員の1.5倍にのぼる出向者が存在し、建設弘済会の業務に従事していることは、建設弘済会へ委託したことの妥当性との関係で齟齬を来たしかねない。

このため、平成19年度以降、建設弘済会へ委託した業務は建設弘済会の職員（災害対応時等の場合における臨時の職員等を含む。）が自ら実施することとし、建設弘済会において出向者に依存しない業務執行体制を構築していく。

② 守秘性、中立性・公平性の確保

建設弘済会においては、積算補助業務に携わった民間出向者の出向元が工事の競争入札に参加したり、出向元が施工する工事の監督補助業務に当該民間企業の出向者が携わったりすることのないよう、出向者の適正配置等については十分留意してきた。

また、建設弘済会は出向者に対し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないとの守秘義務を課している。

しかしながら、実際に情報の漏洩や出向元に有利な取り計らいはなかったものの、ごく一部において、積算補助業務に携わった出向者の出向元が受注した事例や出向元が施工する工事の監督補助業務にその出向者が携わった事例があった。

上記①に述べたように、平成19年度以降、建設弘済会へ委託した業務は原則として建設弘済会の職員が自ら実施することとしているが、それまでの間の対策として、既に、積算補助業務に携わる出向者の出向元が工事の競争入札に参加したり、出向者が出向元の施工する工事の監督補助業務に携わったりすることのないよう、出向契約に関する規定において、例えば積算補助業務に携わる出向者の出向元は当該工事の競争入札に参加できない旨を明記することなどを徹底するよう指導している。

また、発注者側においても、本年度の措置として、例えば、工事監督の際に監督補助業務に従事する出向者の出向元について建設弘済会から報告を受け、出向者が出向元の工事監督補助業務に携わることがないことを確認するための具体的なチェックの仕組みづくりを早急に行う。

さらに、今後、これらの業務を競争性のある契約方式に移行していくに当たり、4(2)のように、守秘性や中立性・公平性が確保されるようなルールや仕組みづくりについて検討していく必要がある。

(3) 再委託の適正化、監視の強化

① 一括再委託等の禁止の徹底

従来、契約を履行するに当たって、委託契約に係る業務の全部を一括して、又は設計図書等で定める「主たる部分」を再委託することは禁止してきたとこ

ろであるが、今後、さらにこの措置を徹底する。

② 再委託手続の厳格化

通達、設計図書等において発注者の承諾を要しない「軽微な業務(コピー、印刷、製本等)」の明確化を図るとともに、軽微な業務以外の部分に係るやむを得ない再委託の申請に対して発注者が承諾した場合には、入札監視委員会に報告するなど、委託した業務は受託者自らが履行することが基本であることを徹底する。

(4) 業務委託の監視の強化

① 「入札監視委員会」への報告・審議、活動の充実

今後、業務委託（役務契約）についても、工事や建設コンサルタント業務と同様に、「入札監視委員会」へ発注した業務の一覧表を提出、報告するとともに、委員により無作為の方法で抽出された案件について、委託業務の内容、競争参加資格の設定の理由等について説明し、審議を行う。

また、「入札監視委員会」の審議対象の拡大に併せて、委員会の開催回数の増加や委員の拡充など、入札監視委員会活動の充実も図っていく。

※ 「入札監視委員会」

入札・契約の透明性を確保することを目的として、競争参加資格の設定や指名の経緯、入札の結果等について調査・審議するために、各地方整備局等に設置されている第三者機関。

(5) その他

① 競争参加者等に対する講習の見直し

今後、工事監督補助業務について競争性のある契約方式に移行した場合、公募に当たっては、工事監督補助業務の適正な履行のため、国土交通省で運用している監督に関する各種基準や契約制度、さらには「公共事業の品質確保の促進に関する法律」等の知識の習得が必要となることから、今後、配置予定の現場技術員については、地方整備局等が実施する発注者支援制度における資格の取得を応募の条件として提示することとする。

4. 実施に当たっての検討事項

今後、競争性のある契約方式に移行するに当たっては、当委員会を活用しつつ、以下に掲げる事項について実務上の検討を行っていく。

(1) 受託事業者の選定手法の検討

これまで建設弘済会に委託してきた業務について、今後は競争性のある契約方式により受託事業者を選定することとなる。

しかしながら、このような業務については、随意契約でなくなるとはいえ、国民の共通財産である社会資本整備に係る各種調査、工事監督、管理に関連する補助業務など公益性・公共性の高い業務であることには変わりはない。

しかも、競争に当たっては、物品の調達のように性能の明らかな現物が存在しているわけではないため、価格のみの入札で単に安ければいいということは問題がある。

さらに、例えば、河川・道路の公物管理補助業務については、現場状況や過去の災害履歴などを熟知し、かつ災害時などの緊急時にも対応できるような信頼できる事業者を選定する必要がある。

このため、従来、当該業務は建設弘済会が実施してきたところであるが、発注者が特定した者以外の参加者の有無を確認するために、当該業務の行政目的、必要とする技術・性能等を明示した上で公募し、要件を満たす者が1者の場合、契約に移行する「公募方式」や、要件を満たす応募者から事業の執行体制や方法についての企画提案を受け、その事業者の業務遂行能力や過去の経験・実績などを加味して審査を行い、業務遂行能力等が最も優れた者を選定する「企画競争方式」を導入する必要がある。

建設弘済会に委託してきた業務は様々であり、また、業務の内容や地域によっては、民間事業者で同種の業務が行われていないものも含まれるため、透明性の高い事業者の選定手法の構築を目指し、当面まず、的確な業務施行能力を有する民間事業者の有無の確認、競争参加者の能力の評価手法や実績の確認方法、個々の従事者の過去の業務経験の確認方法やそのための資格制度のあり方などについての検討が必要である。併せて、予定価格の作成方法についても、業務ごとに今後順次実態に基づき歩掛等を設定し、公表すること等により、透

明性の確保を図ることが必要である。

(2) 委託のあり方

例えば工事の監督補助業務の場合、従来これらの業務は建設弘済会に委託してきたため、民間事業者の中に発注者の立場に立った工事監督の経験を有する業者は少ないが、今後は、工事の施工を行う建設業者、設計を行うコンサルタントに加え、発注者側に立って工事の監督を行う事業者が第三の業態として形成され得ることとなる。

こうした工事監督補助業務については、当然のことながら、工事を施工している建設業者との関係において中立性・公平性の確保等が求められることから、例えば建設業を兼営していない者が受託することが考えられる。

なお、発注者と受託者との契約関係は委託（請負）契約であることから、例えば、工事現場での監督補助業務については、引き続き、あらかじめ業務範囲を明確化するとともに、その範囲内において自らの判断で業務を遂行できる契約内容とすべきである。

さらに、他の業務についても、民間事業者であっても守秘性や中立性・公平性が確保されるルールづくりや仕組みづくりについて、引き続き検討を進めていく必要がある。

(3) 民間移行後の検証

従来、建設弘済会は、行政を補完・代行する組織として位置づけられ、地方整備局等による外部委託が拡大するなど、建設弘済会は公共事業の適正かつ円滑な実施に当たって重要な役割を担ってきた。しかし、民間事業者の能力の向上等、建設弘済会を取り巻く環境の変化を勘案し、「民間にできることは民間に委ねる」との観点から、今回の見直しを行ったものであるが、受注した民間事業者は、経験のない業務を遂行することになることから、実際に、業務が的確に実施されているかどうかについて、検証を行う必要がある。

(4) 複数年度契約のあり方

例えば道路、河川などの公物管理補助業務のように、「専門性や経験」を有す

る建設弘済会に随意契約してきた業務を、今後、年度ごとに競争により受託事業者を選定していくこととなれば、仮に、毎年異なる事業者が受託した場合、河川、道路等の危険箇所がどの地点にあるかというような知識・情報が引き継がれず、あるいは、発注者が年々同じような詳細な指示を各受託事業者に行わなければならないというようなおそれがある。このような業務については、受託した事業者が一定の年数を継続して受託することにより、円滑な業務遂行が可能となると考えられる。

電算システムの保守点検などでは複数年の委託契約もあることから、例えば、公物管理補助業務等において、一度受託した民間事業者が一定年数継続して当該業務を受託する方策として、国庫債務負担行為の活用も検討する必要がある。

出張所業務の実態 (東北地整 仙台河川国道事務所 石巻国道維持出張所)

※時点は、いずれも平成17年度現在

仙台河川国道事務所 石巻国道維持出張所では一般国道45号、108号、三陸縦貫自動車道の**総延長80.6km**の維持管理を担当しており、道路パトロールや各種許認可の受付、地域要望対応、事故・災害対応等幅広い業務を日常的に担当している。

出張所職員は、現在でも最低要員の4名しか確保されず、職員の実施すべき業務のうち、行政判断や権限行使、守秘性を伴わない業務については、最大限委託している。

委託職員がいない場合には、パトロール巡視回数が減少することにより道路の管理瑕疵が著しく増加したり、工事のきめ細やかな施工監督が行われなくことにより施工不良が増大する等の問題が生じるほか、住民からの苦情・要望対応など職員が自ら行ってきた業務にも大きな支障が出る。

出張所の体制

■職員数4名

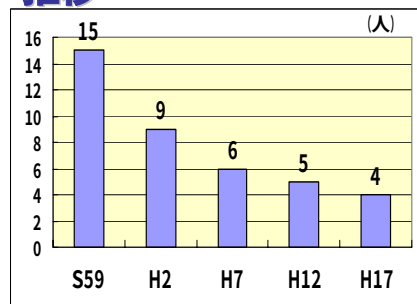
(出張所長、技術係長、管理係長、事務係長)

全国平均(平成16年度)
道路管理のある出張所:4.7名
河川管理のある出張所:3.2名

■委託職員数8名

(現場技術2名、管理補助2名、巡視補助等4名)

過去20年間の職員数の推移



出張所の主要業務

パトロール



パトロール	道路損傷復旧
6回/週	87件

除雪作業



除雪車出動	凍結防止
42回	315回

住民からの苦情・要望対応



苦情・要望
77件

占用許可や関係機関調整



交差点協議等	許認可件数
38件	190件

維持修繕工事の現場立会



発注件数
19件

災害時の対応



注意体制	警戒体制
2回	2回